

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（令和6年4月1日より施行する基準の一部改正を含む）」第4条の規定および介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」とする。）に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

第1 契約の趣旨について

- 1 今回の認定または基本チェックリストにおいて「要支援1」、「要支援2」または「事業対象者」という状態区分に該当されています。

※介護保険被保険者証にて要介護状態区分に該当されております。

- 2 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方は、「介護予防サービス」または「介護予防・日常生活支援総合事業」をご利用いただくことになります。また、基本チェックリストにおいて「事業対象者」に該当した方は、「介護予防・日常生活支援総合事業」をご利用いただくことになります。

- 3 介護予防サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス計画」作成等を行う必要があります。また介護予防・日常生活支援総合事業サービスのみの利用にあたっては、「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）」作成等を行う必要があります。これらの業務は「那覇市地域包括支援センターかなぐすく」が契約を締結して作成することになっています。

第2 介護予防サービスのご利用にあたってのご注意

- 1 「要支援1」、「要支援2」、「要介護1」の方については、下記①から⑥の福祉用具が保険給付の対象外となります。

- ① 介護用の特殊寝台（付属品含む）
- ② 車いす（付属品含む）
- ③ 床ずれ防止用具と体位変換器
- ④ 認知症老人徘徊感知器
- ⑤ 移動用リフト
- ⑥ 自動排泄処理装置

- 2 「日常的に起き上がりが困難」「日常的に寝返りが困難」など、国が定める条件を満たす方については、例外的に利用が認められることがあります。

第3 事業の目的及び運営の方針

- 1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事の出来るように配慮して行います。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 指定介護予防支援事業者（以下事業者）は、指定介護予防支援の事業に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正かつ中立に行います。

第4 あなたのお住まいの地域を担当する那覇市地域包括支援センター

事業所名	那覇市地域包括支援センターかなぐすく		
介護保険指定事業所番号	(那覇市指定) 番号：4700100193		
事業所在地	沖縄県那覇市鏡原町1-68		
事業所連絡先	電話 098-852-0777 FAX 098-852-0778		
法人名	有限会社 ヘルスサポート	法人代表者	高良 まき子
所在地	沖縄県那覇市安里三丁目1番47号		
連絡先	電話 098-886-0016 FAX 098-886-0031		
営業日	月～土曜日（祝祭日・慰霊の日・12月29日～1月3日を除く）	営業時間	9：00～18：00
職員体制	主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師・ケアプランナー・事務員（以下担当職員という）		
実施圏域	奥武山町・山下町・垣花町・字鏡水・鏡原町・住吉町・当間・赤嶺・大嶺・金城・安次嶺・田原1丁目・高良3丁目・字栄原1丁目・字栄原2丁目・字栄原3丁目		

第5 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターから受託する事業者について

事業者 (法人名)	
事業所名 (居宅名)	
事業所 管理者名	
所在地 (連絡先)	

第6 事業の内容及び実施方法について

1 内容及び利用料について

(1) 介護予防支援

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険 適用の有無	1ヶ月当たり の利用料
1) 利用者状況の把握	「第6の2 実施方法など について」を 参照くださ い。	一連業務と して介護保 険の対象と なるもので す。	介護予防支援費 ○月額 4,420 円 (税込み) ○初回加算 3,000 円 (税込み) ○委託連携加算 3,000 円 (税込み) ○高齢者虐待防止 措置未実施減算 ○業務継続計画未 実施減算 (R7.4月～)
2) 指定介護予防サービス事業所等との連絡調整			
3) 介護予防サービス計画の作成			
4) サービス担当者会議			
5) サービスの実施状況の把握、評価			
6) 相談業務			
7) 要介護認定等の申請に対する協力、援助			
8) 給付管理			
9) その他 ケアマネジメント支援会議に図り、 プランに反映する。			

【ご注意】

※介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、利用者負担金を負担する必要はなく無料です。

※介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、一旦料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を那覇市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

※上記の介護予防支援に係る業務を行うため、那覇市域外の居宅に訪問した場合は、交通費として実費相当分をご負担いただきますので、訪問した時にお支払いください。領収書をお渡ししますので必ず保管して下さい。

(2) 介護予防ケアマネジメントA

介護予防ケアマネジメントAの内容	提供方法	総合事業 適用の有無	1ヶ月当たりの 利用料
1) 総合事業の該当に係る必要な援助	「第6の2 実施方法な どについ て」を参照 ください。	一連業務と して総合事 業の対象と なるもので す。	介護予防ケアマネ ジメントA費 ○月額 4,420 円 (税込み) ○初回加算 3,000 円 (税込み) ○委託連携加算 3,000 円 (税込み) ○高齢者虐待防止 措置未実施減算 ○業務継続計画未 実施減算 (R7.4月～)
2) 利用者状況の把握			
3) 指定介護予防・生活支援サービス事業所等との連絡調整			
4) 介護予防ケアマネジメントの作成			
5) サービス担当者会議			
6) サービス実施状況の把握、評価			
7) 給付管理			
8) 相談業務			
9) その他 ケアマネジメント支援会議に図り、 プランに反映する。			

(3) 介護予防ケアマネジメントB

介護予防ケアマネジメント Bの内容	提供方法	総合事業 適用の有無	1ヶ月当たりの 利用料
1) 総合事業の該当に係る必要な援助	「第6の2 実施方法な どについ て」を参照 ください。	一連業務と して総合事 業の対象と なるもので す。	介護予防ケアマネ ジメントB費 ○月額 3,100 円 (税込み) ○初回加算 3,000 円 (税込み) ○高齢者虐待防止 措置未実施減算 ○業務継続計画未 実施減算 (R7.4月～)
2) 利用者状況の把握			
3) 介護予防・生活支援サービス事業所等との連絡調整			
4) 介護予防ケアマネジメントの作成 (必要時サービス担当者会議)			
5) サービス実施状況の把握、評価			
6) 相談業務			
7) その他 ケアマネジメント支援会議に図り、 プランに反映する。			

(4) 介護予防ケアマネジメントC

介護予防ケアマネジメント Cの内容	提供方法	総合事業 適用の有無	利用料
1) 総合事業の該当に係る必要な援助	「第6の2 実施方法な どについ て」を参照 ください。	一連業務と して総合事 業の対象と なるもので す。	介護予防ケアマネジ メントC費 ○初回月のみ 4,420円(税込み) ○初回加算 3,000円(税込み) ○高齢者虐待防止措 置未実施減算 ○業務継続計画未実 施減算(R7.4月～)
2) 介護予防ケアマネジメントの作成			
3) 必要時サービス実施者との連絡調整			
4) 相談業務			
5) その他 ケアマネジメント支援会議に図りプ ランに反映する。			

【ご注意】

※介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、利用者負担金を負担する必要はなく無料です。

2 実施方法などについて

事業者は介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの原案作成について、次の点に配慮します。

- (1) 本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
- (2) 利用者の居宅への訪問を行い、利用者及びその家族への面接により利用者の置かれている環境、及び立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (3) 利用者や家族に対して、介護予防サービス計画書又は、介護予防ケアマネジメントに位置付ける介護予防サービス事業者等について、次のことを求めることができる旨を口頭にて説明を懇切丁寧に行います。また、ご理解いただいたことについて、利用者からの署名をいただきます。

ア 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。

イ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

- (4) 医療系サービスの利用を希望する場合について事業者は、利用者が介護予防訪問看護等の医療系サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治の医師や専門職の意見を求めます。また、その場合は介護予防サービス・支援計画を主治の医師等に交付いたします。
- (5) 事業者は利用者が参加するサービスによっては、利用者の同意をもって主治医などの意見を求めます。
- (6) 一部の福祉用具に係る貸与と購入の選択制について、利用者の身体状況等を医師や専門職の意見を踏まえ、下記のアからエの対象用品について貸与または購入を、選択できる事について十分な説明を利用者や家族へ行います。

ア 固定用スロープ

イ 歩行器（歩行車を除く）

ウ 単点杖（松葉杖を除く）

エ 多点杖

- (7) 利用者に対して介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の内容が特定の種類又は事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。
- (8) 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう利用者及びその家族、各介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業所等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求めます。
- (9) 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。

3 原案について

- (1) 事業者は、利用者の介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントを作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- (2) 利用者は、事業者が作成した介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの原案の再作成を依頼することができます。

4 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント作成後も、利用者又はその家族、さらに指定介護予防サービス事業所、介護予防・生活支援サービス事業者等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業所等との調整を行います。
- (2) 事業者は指定介護予防サービス事業所及び介護予防・生活支援サービス事業者等から、利用に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供します。
- (3) 事業者は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントが効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (4) 事業者は、利用者が要介護状態となった場合には利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。
- (5) 利用者へ介護保険要介護認定申請に関する情報を提供するとともに、居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業者に関する情報を提供し、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で利用者に関する情報を提供します。
- (6) 介護予防ケアマネジメントCについては、モニタリングは行わず、利用者が自身でその内容に沿って介護予防の活動を行い、セルフケアマネジメントを進める事

になります。利用者の状況に変化があった際には、サービス実施者から地域包括支援センターへ情報が入る体制を作ります。また利用者に困りごとができたときには、いつでも相談できます。

5 変更について

事業者が介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画等の変更に伴う手順に従って実施します。

6 給付管理について

(1) 事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を行います。

(2) 事業者は、介護予防ケアマネジメント作成後、指定事業所の利用の場合は、その内容に基づき毎月給付管理を行います。

7 要介護認定等の協力について

事業者は、利用者の要介護又は要支援認定の新規申請、更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

第7 利用者の居宅への訪問頻度の目安

1 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントAの場合は、那覇市地域包括支援センターの担当職員（又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、概ね3ヶ月に1回となります。ただし、利用者からの依頼や業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、上記の回数を超えて利用者の居宅を訪問することができます。

ただし、介護予防支援において、利用者の同意を得て、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること、利用者の心身の状況が安定しサービス内容の変更が無く、意思疎通が取れる等の要件を満たしている場合であって「基準第30条第16号ロ（1）及び（2）」、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行う時は、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。

2 介護予防ケアマネジメントBの場合は、利用者及び家族との相談によって設定した時期に、利用者宅を訪問して面接します。

3 介護予防ケアマネジメントCの場合は定期的な居宅への訪問はありません。

第8 医療と介護の連携について

指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いします。

第9 担当職員の研修について

1 事業者は担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、担当職員の資質の向上に努めます。

2 事業者は介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を行います。

第10 ハラスメント対策について

- 1 事業者は適切なサービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動等、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害される事を防止するための、方針の明確化等の必要な措置を行います。
- 2 利用者および家族による事業所の職員に対して行う著しい不信行為等により、健全な介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供が出来ないと判断した場合は、サービスの中断や契約を解除する事もあります。

第11 認知症支援について

- 1 事業者は認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とした研修を定期的に実施します。
- 2 事業者は認知症高齢者の対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境や認知症高齢者のニーズに即した支援を行い（パーソン・センタード・ケア）本人の自由意志を尊重した生活支援を行います。

第12 業務継続計画について

- 1 事業者は感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施します。また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。
- 2 事業者は担当職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施します。業務継続計画策定後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

第13 衛生管理等について

- 1 事業者は、担当職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとします。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
事業所において、担当職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

第14 災害対策について

事業者は非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、年2回、避難訓練、救出訓練等その他必要な訓練を実施します。事業所における消火設備及び器具等の定期的な点検を行います。避難訓練、救出訓練等の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

第15 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1 事業者及び担当職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、担当職員の退職後においても、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な処理を講じます。
- 2 事業者及び担当職員は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者へ漏えいを防止するものとします。

第16 利益供与および収受の禁止について

- 1 事業者及び管理者は介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント作成又は変更に関し、担当職員に対して、特定の介護予防サービス事業者等による、サービスを位置付ける旨の指示等を行いません。
- 2 事業者及びその担当職員は、介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させる対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないものとします。

第17 事故発生時の対応について

- 1 事業者はサービス提供に当たって事故が発生した場合は速やかに、関係市町村や家族に対して連絡を行うとともに、適切かつ必要な措置を行います。また、その事故の内容及び対応について記録します。
- 2 事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者の故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減ずる事が出来るものとします。

第18 虐待防止について

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止対策委員会の定期的な開催（テレビ電話措置等を活用して行う事が出来る）及びその結果について担当職員に周知徹底すること
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は身体拘束等、廃止すべきという考えに基づき、担当職員全員への周知徹底を行います。
- 3 事業所は、介護予防サービス計画等に位置づけた事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待、身体的拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村または、地域包括支援センター等に通報するものとします。

第19 記録の整備について

- 1 事業者は指定介護予防支援サービスに関する記録やその他に必要な記録を整備するとともに、その記録は完結の日から5年間保存します。
- 2 事業者は利用者及びその家族が希望する場合は指定介護予防支援サービスに関する記録やそのほかに必要な記録を閲覧する事が出来ます。

第20 苦情および相談対応について

事業の提供に係る利用者からの苦情および相談に迅速かつ適切に対応するために、担当者を設置し、口頭、電話、メールにより苦情等を受け付けた場合は、苦情処理の体制に沿って対応し、その内容を記録します。受け付けた苦情等については、その原因を解明し改善に取り組むものとします。また苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行います。

【地域包括支援センターの窓口】 那覇市地域包括支援センター かなぐすく	所在地：那覇市鏡原町 1-68 電話番号：852-0777 FAX 番号：852-0778 受付時間 9:00～18:00（月～土）
【事業所の窓口】	所在地 電話番号： FAX 番号： 受付時間
【市町村の窓口】 那覇市ちゃーがんじゅう課	所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 電話番号：862-9010 FAX 番号：862-9648 受付時間 8:30～17:15（月～金）
【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3 丁目 1 4 番 1 8 号 電話番号：860-9026 FAX 番号：860-9026 受付時間 9:00～17:00（月～金）

第21 重要事項の説明と同意

説明と同意年月日 令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者

法人所在地：〒902-0067

沖縄県那覇市安里三丁目1番地47号

法人名：有限会社 ヘルスサポート

代表者名：高良 まき子 印

事業所名：那覇市地域包括支援センターかなぐすく

説明者氏名： 印

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住 所： 那覇市

氏 名：

利用者がこの説明を事業者から受けたことを確認しました。

説明確認者

住 所：

氏 名：

